

外国人の子どもにみる三重の剥奪状態

MIYAJIMA, Takashi / 宮島, 喬

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

657

(開始ページ / Start Page)

3

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

2013-07-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009419>

外国人の子どもにみる 三重の剥奪状態

宮島 喬

問 題

- 1 マイグレーションと子ども
 - 2 非正規雇用と貧困
 - 3 貧困ライン以下の層
 - 4 家族生活の危機と関係性の貧困
 - 5 学校教育からの排除
 - 6 進学にみる選別と自己排除
- 結びに代えて——貧困の再生産へ

問 題

日本では「総中流化」などという言説がもてはやされ、「貧困」という言葉が（相対的貧困のそれも含め）ほとんど姿を消していた1970年代、80年代にも、欧米では絶えず貧困を再発見し、平等さらには衡平（エクイティ）に向けて議論と政策努力が行われてきた。たとえば、イギリスではアメリカと時を同じくして60年代に「貧困の再発見」が言われ、「子どもの貧困」（child poverty）の概念化もいち早く行われ、CPAG（子どもの貧困行動集団）の活動が続いてきた。それは、不平等とその再生産が経済から文化、とりわけ教育にまで及んで争点化されたことと関係があると思われる⁽¹⁾。また、欧米諸社会では移民やエスニック・マイノリティが多少ともより可視的に存在し、それを通し不平等、貧困がリアルにつかまれたからではないかと考えてみる事ができる。

ただ、日本にそのようなマイノリティが存在しなかったとするのはむしろ誤りであり、その存在を明示化させず、潜在的にとどまらせる文化が機能してきたとみるべきだろう。そして山本薫子が書いたように、貧しいといわれながら一見日本の若者と変わらない消費生活を楽しんでいるかのような外国人たちに出会うのも事実である（山本、2005：244）。

グローバリゼーションの進行する90年代後半から、欧米ではいっそう貧困問題への関心が高ま

(1) P.ブルデュール、J.C.パスロン『遺産相続者たち』（1964年）、S.ポールズ、P.ギンティス『アメリカ資本主義と学校教育』（1976年）などがこの流れを代表する。

り、その際、しばしば移民ないし移民出自のグループに光が当てられた。貧困の扱いがややもすれば人口政策に従属させられがちだったフランスでも、73-74年のオイルショック後、貧困の再発見が進み、1982年、「参入最低限所得保障制度」(RMI)が創設された(同制度については都留, 2000を参照)。同じく移民社会であるフランスで、国立統計経済研究所(INSEE)は2001年には移民世帯の貧困率を公表している⁽²⁾。

それに対し、日本では移民国の自認度が低く、同じ「外国人」というカテゴリーで括るにせよ植民地出身移民(在日朝鮮人)と、四半世紀前から増加したいわゆるニューカマーは性質の相違も大きく、社会経済的な調査データも不十分だった。貧困にかかわるデータ、まして子どもに関するそれは限られている。だが、今や外国人人口の8割近くを占めるニューカマーに、経済生活、家族生活、文化・教育においても剥奪的位置におかれている者が多いことは疑いえない。外国人多住県の一つ神奈川では、外国人の生活保護受給者の割合が、5年前の約2倍の5.4%に上昇している。そのなかには、ニューカマー母子世帯も多いといわれ、当然子どもも含まれていると思われる。

貧困とは第一義的には金銭的貧困(monetary poverty)を意味するが、それが結果する(そこから、変換されていく)剥奪には、時間的貧困、関係性の貧困、機会の貧困などよぶべき形式がある。筆者は「三重の剥奪」という表現をとり、経済(労働市場)、家族生活、教育という三つの場の関係を考察するが⁽³⁾、根底で重視しているのはこの変換である。

貧困の研究が今日依拠している相対的貧困は、OECDによれば、一社会における世帯所得(手取)の中間値(メディアン)に相当する値の二分の一に達しない状態とされる(ただし算定の際、世帯員数の調整が行われる)。これは社会の国際比較等においては有効ではあれ、所与の一社会における特定のグループまたはカテゴリーの人々の剥奪状況を解き明かす際には、一目安にすぎない。そして、たいていの場合、特定の対象集団について貧困率を算出できるような適切なデータは与えられていない。考察を公にするのは時期尚早の感を免れないが、本稿はいわば試論的に、標記のテーマにアプローチするものである。

1 マイグレーションと子ども

日本に滞在する外国人のなかで15歳未満の者は、約18万人、9%弱を占める。人の移動(migration)において、とかく子どもは付随的なものとして扱われがちである。一定の意志ないし目的性にしがって移動するのは大人であり、子どもはそれにつき従う存在とみなされてきた。あるいは、先に移動した親からの家族呼び寄せ(family reunification)に応じるべきものとされてきた。しかし、いったい、子どもの観点からは、自分の意思と無関係の大きな地理的移動はどう経験されるのだろうか。本稿の中心主題ではないが、大人の強いる、意思に反した不本意な移動が、子どものホスト社会の適応の動機付けに及ぼすネガティブな影響は無視されてはならない。近年、「子

(2) それによれば、フランス全体における貧困世帯人口6.2%に対し、移民では18%、さらにマグレブ系では27%に上っている(宮島, 2009: 54)。

(3) 岩川直樹は、似た着眼から「重層的傷つきとしての子どもの貧困」と表現している(同, 2009: 16)。

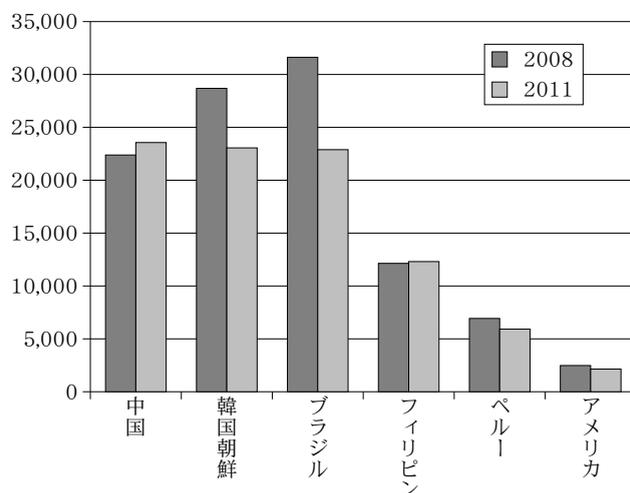
もの権利条約」の喚び起こした関心から、虐待、未成年就労、貧困などに新たな光があてられるようになり、本稿も外国人・移民における子どもの問題を扱うわけであるが、当の子どもの権利条約の中にも移動、移住と関係する条項が少なくない⁽⁴⁾。

移民の第二世代に関する古典的議論では、学校教育を通じてホスト国の言語を習得し、文化的に同化し、不熟練労働者だった親から熟練労働者へ、または自営業・ビジネスへ、という上昇過程があるものとした。今日でも、西欧内部での移民や、アメリカ内の中国系にはこれにあてはまるケースはあるとみられるが、しかし疑問視する見解も多い。日本ではニューカマーの子どもの社会移動可能性についてより悲観的な見方がとられている。

在日外国人人口とそのなかに占める子ども人口の特質について概観したい。2011年現在での外国人登録人口は207万余人であり、ピーク年2008年の221万余人に比べ、減少を示している。最多は中国人約67万人余で、韓国・朝鮮人54万人余、ブラジル人21万人余、フィリピン人20万余、ペルー人5万2千人余と続く。このうち、ブラジル、フィリピンはそれぞれ明らかな減少を示しており、前者では、リーマンショック後の不況の影響が現れているとみられ、後者では、「興行」（エンターテイナー）という在留資格による大量受け入れへの国際的批判が影響している⁽⁵⁾。順が前後するが、中国人については、留学生・技術者のようなグループに対し、「技能」、「日本人の配偶者等」、「技能実習生」などが増加し、その層はかつてなく多様化している。

そのなかで子ども（15歳未満の者）は、約18万3千人余であり、約8.8%である。その実数を国籍別に示したものが図1である。

図1 6～14歳の外国人の数



(4) 本人または父母の人種、性、宗教、社会的出身等による差別がないこと（2条の1）／父母からの不分離（9条の1）／家族との再結合のための出入国の自由（10条の1）／国外への不法な移送の防止（11条）／教育の権利、特に初等教育を義務的にし無償にすること（28条）など。

(5) 「興行」（エンターテイナー）資格による滞在者は多い年には6万人を越え、中心は東南アジア出身女性だったが、アメリカ国務省は04年の人身取引の報告書で日本を要警戒国に挙げ、以後日本では「興行」の審査を厳格化し、同資格による滞在者は激減している。

ここから読みとれる傾向がいくつかあり、若干のコメントをしておきたい。

まず、韓国・朝鮮人では子ども人口はブラジル、中国より小さい。これは帰化による減少と、少子高齢化が進んでいることの現れであり、この点日本の人口構造とよく似ている。次に、ブラジル人人口に占める子どもの率の高さ（ペルー人にも同様の傾向）は、その解釈に議論を要する点である。1990年施行の改正入管法で日系外国人の優先受け入れが定められ、二世または三世にあたる本人及びその配偶者（日系、非日系を問わず）にこれが認められ、共に自由な就労が可能とされた。かれらは自らの行動を「デカゼギ」と称し、英語にいうtarget earnerの意識で、限られた期間に効率よく稼得すべく夫婦で来日し共働きを行う。夫婦が移動するから子どもも帯同することになった。これが一応の説明だが、しかし欧米の移民現象に照らすと、出稼ぎと子ども帯同という組み合わせは一般的といえない。はじめから定住を予定した家族移民はよくある。だが、たとえば3年という期限を描いての出稼ぎに子どもを伴うことはリスクが大きい。言語習得、学校教育、アイデンティティ、何をとりても中途半端になる恐れがある。では、定住への意図を密かに抱いていたのか。これには明確な答えはなく、滞在している彼らに尋ねると、「いずれ帰国はするが、今のところ予定はない」という答えが最大公約数的である。そして来日以来5年とか7年経っても、依然として出稼ぎ型のライフスタイル⁽⁶⁾を維持する者は多い。このことが子どもに及ぼす影響は小さくない。

今一つの必要なコメントは、フィリピン人の子どもについてである。滞日フィリピン人には、女性、そして日本人の配偶者になっている者が多いが、この異国籍婚（「国際結婚」）から生まれる子の場合、多くは日本国籍となる。しかし非法律婚にとどまっているケースも少なくないと推測され（後述のように、嫡出でない子の率が高い）、その場合、父親の認知がなされず、離別して父親と没交渉となってしまうと、多くが母親の国籍となる。また結婚後、フィリピンからの連れ子（先夫との間の子）が呼び寄せられ、暮らしている場合もある。いずれにしても、フィリピン国籍の子どもには、経済および人間関係という養育条件で恵まれない者が少なくない。

以上を通して、少なくとも三つのタイプの、子どもを擁する家族に言及した。すなわち、出稼ぎ型、異国籍結婚型、ひとり親型である。以上に対し、在留資格上は「家族滞在」という資格で滞在する、配偶者+子どもがいる。これは相当レベルの収入を得て日本に滞在する外国人の家族であって、「扶養を受ける」配偶者・子どもなので、親が扶養する意思をもち、経済的裏付けを有することが必要で、原則として就労は認められない（出入国管理法令研究会、2010：103）。けれども、ここにも私費留学生の配偶者・子どもなど、必ずしも経済的に恵まれない貧困ライン以下とみられる存在も含まれている。

2 非正規雇用と貧困

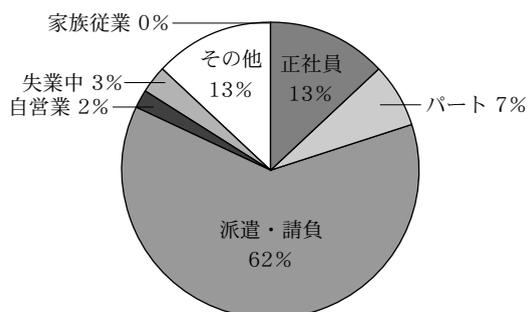
オールドカマーの韓国・朝鮮人を除くと、外国人の就労者は約80万人程度とみることができる。

(6) 短期の期限を想定し、従事する労働はきつくても賃率のよい職に就き、できるだけ長時間就労し稼得を増やし、消費生活では儉約に努め、貯蓄または送金に充てようとするライフスタイル。母国で就いていた職よりも低熟練の職に就くことが少なくない。日系南米人ではこれが夫婦共働きで行われるケースが多い。

これは、滞在期限が付されている「技能実習生」、さらに、「留学」「家族滞在」などの資格外で働く者を含めての推定値である。そのなかの格差は大きい。正規雇用ないしそれに準じる処遇を受ける外国人に、「技術」、「技能」、「人文知識・国際業務」、「教育」など、「就労を目的とする在留資格」の下にある就労者がいて、外国人就労者の四分の一程度を占める。しかし、それを除くと、他の外国人の就労形態は、パート、時給形式の直接雇用、派遣・請負のような間接雇用がほとんどとなっている。上に述べた「留学」「家族滞在」などの資格で滞在し、“資格外就労”として働く者もまがいなく非正規雇用従事者である。

過去数年以内の時宜にかなった全国的調査がないので、ここでは参考程度としてだが、地域的特殊性があることを承知のうえで、多数の外国人就労者を擁する静岡県が実施した外国人労働実態調査（静岡県多文化共生室、2008）の結果をみてみたい。南米系が多数を占め、自動車関連が多いという同県の特異性を反映しているが、それでも日本の外国人労働の縮図的意義はないわけではない。同調査の従業上の地位への設問への回答は以下のようにになっている。

図2 本人の現職の従業上の地位



派遣・請負+パートが全体の7割を占めるわけであるが、これは時給の世界であり、いうまでもなく日本の雇用では賞与や福利厚生から排除されるのが一般的であり、大きな待遇格差の存在を意味する。この不利をいくらかでも縮減しようとするれば、就労時間を増やす以外に、残業を受け、夜勤、休日出勤にも応じることとなる。その結果、生活時間の貧困という別の問題をも背負いこむことになる。夫婦共に就労して、類似した行動をとれば、家族生活のいっそうの歪みを結果せざるをえない。これは、後に述べる、子どもをも巻き込む非金銭的貧困の大きな要素である。

なお同調査の2年後、リーマンショックのほぼ一年後の2009年に実施された静岡県多文化共生実態調査（外国人調査）では、従業上の地位への回答の様相が変わる。「正社員」は16%であるが、「失業」が22%へと跳ね上がり、求職活動をあきらめて「非労働力」に陥ったと思われる人々が6%に上っている（表1）。ハローワークへの求職者登録をしない、もしくはあきらめた失業者たちであろう。この数字は、自動車関連事業所の集積県であることを表わし、全国でも異例である。そのためであろう、「派遣・請負」が25.9%へと低下している。失業率実質30%は、リーマンショック後の一時的な状況を表しているのかどうか判断がむずかしいが、労働者の条件はより厳しいものになっているのである（静岡県多文化共生室、2010：29）。

では、彼らの世帯収入はどうだろうか。この09年の静岡県調査を一つの手がかりとしたい。こ

表 1 現在の仕事の従業上の地位（2009年静岡県調査）

	度数	%
直接雇用（正社員）	339	15.5
間接雇用（臨時・パート）	288	13.2
間接雇用（派遣・請負）	566	25.9
自営業	64	2.9
家族従業者	24	1.1
失業	482	22.1
非労働力	136	6.2
その他	285	13.1
合計	2,185	100.0

の時期、上のように高失業が続いているが、日系人の帰国、移動も進んだ時期であり、調査への回答者は継続的の居住を選んだ者とみることができる。静岡には滞日外国人の内でも比較的收入の高い者が多かったが、それがこの時期には低下し、やや平均的水準に近付いていたとみられる。年間世帯収入（税込）の分布は、図3のように示された（同上 34）が、もとより回答者の判断による回答だから、信頼度には一定の留保が必要である。

回答分布は、無回答者約12%を除いてのパーセンテージである。このNA層についての判断いかんで分布の意味は変わるかもしれないが、一応最頻値にあたるのは250～349万円であり、したがって300万円前後が最多とみなすことができよう。

次に、この分布の下層から上へと累積パーセンテージを求めたのが図4である。50%前後（中間値）となるのは249万円から4%ほど上位、すなわち270万円前後と推定するのがゆるされよう。この額から可処分所得を推定する具体的手立てはないが、仮に180～200万円としてみよう。特に意味ある数字ではないが、平均的な手取り額がうかがわれる。

図 3 世帯年収（税込）の分布（静岡県調査、2009年）

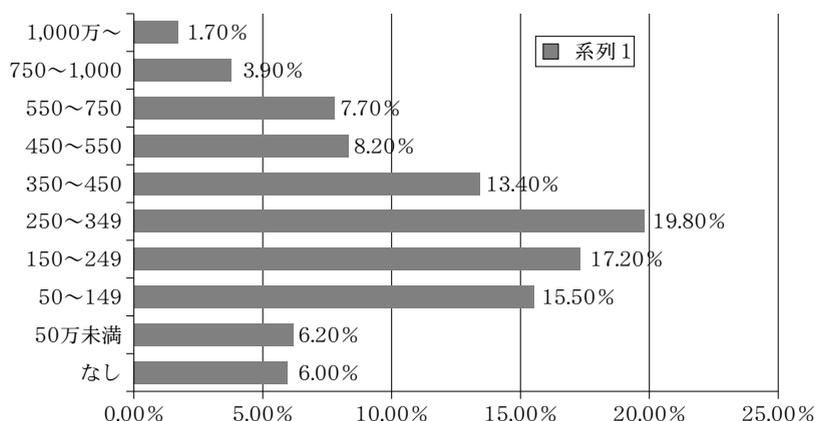
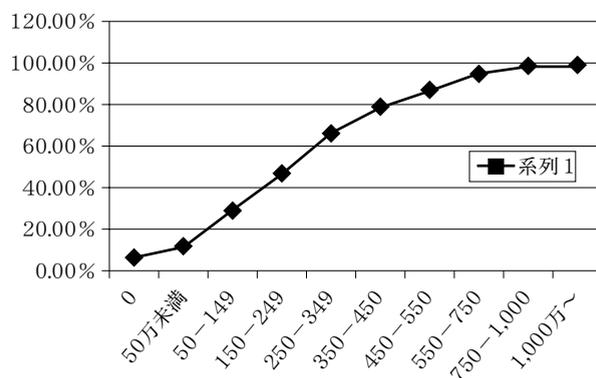


図4 世帯年収の累積分布 (同上)



3 貧困ライン以下の層

以上との比較で、日本の全世帯の可処分所得の中間値をみてみよう。厚労省による国民生活基礎調査（2010年）が参照されうるが、その額は224万円であった。上の外国人の額を2～30万円上回っている。では、中間値の二分の一、すなわち112万円を貧困ラインとした場合、どうなるか。（相対的）貧困層がどのくらいを占めることになるか。

可処分所得を年間所得の三分の二から四分の三程度として、これも大ざっぱな推定値であるが、税込所得200万円以下の外国人世帯がほぼそこに含まれるとすると、図4から判断して35%辺りとなろう。以上、粗っぽい推測だが、15%といわれる日本全体の貧困率との比較において、これを念頭に置いておきたい。

なお、この推定貧困世帯に含まれる子ども割合となると、まったく推定のすべはなく、常識的に考えていわゆる子どもの貧困率は35パーセンテージよりは下がると思われる。

さて、以上とは別個に考察されるべき、恵まれない外国人貧困層が存在する。それは、樋口直人の整理によれば、無年金状態にある韓国・朝鮮人の高齢者、低い給与で働く中国等の研修生・技能実習生、日本人男性と結婚していて、離婚・離別後にただちに貧窮化してしまうフィリピン人やタイ人女性たち、そして中小零細企業が主な職場で、非正規雇用者も多いと思われるインドシナ系の元難民の人々（日本国籍者も多い）などである（樋口、2011a：12～13）。だが、このなかで、韓国・朝鮮人の高齢者、および中国人等の技能実習生（滞在に期限があり、家族呼び寄せが認められていない）は、子どもの保護者ではないので、触れない。

ひとり親世帯の経済的困難は深刻で、日本では貧困率が57パーセントにのぼるという数字もあり⁽⁷⁾、外国人でそうした状況に置かれているのは、上に述べたようなアジア人母子、および目立たないが10代の早婚者（事実婚も多い）であり、シングル・マザーとなるブラジル人などに多いと推定される⁽⁸⁾。後者については、「嫡出でない子」が31%、ペルー人で30%に及ぶという高率

(7) 山野良一氏のOECD, Society at Glance, 2005からの作成図から借用（同、2008：40）。

(8) 若者たちには中学で退学、または高校に進学しないなど早期の離学が多く、また孤独感のなかにあって、同じ

が、これを物語っており、タイ人でも12%、フィリピン人で11%となっている（日本人では2%強）⁽⁹⁾。

データは十分ではないが、状況をたどってみよう。フィリピン人女性と日本人男性の結婚（法律婚）は多い年には1万件を越え、近年では減少の傾向がみえるが、そこから生まれる子どもは年々4,000～5,000人に及び、かつ、離婚件数もいちじるしく多く、2009年をとると、4,714件となっている（高谷・稲葉、2011：17）。この離婚、離別のあり方も男性側の強要、あるいはDVからの帰結と、問題が多いのであるが、ここでは立ち入らない。そうしてシングルになった女性たちは、しばしば子どもを引き取りながら経済的困難におちいつている。筆者は、その数を3万人を越えるものと見ている。その年収統計があるわけではないが、フィリピン人の生活保護率が高いことは知られていて、受給者の非常に多くが母子世帯で占められている。子どものいる世帯でまさに貧困が集中しているのが、これらフィリピン人の場合といえよう。

いま一つインドシナ系の場合はどうか。難民として来日し、日本語を習得し、就職のあっせんを受け、多くは国籍を取得し、定住していった人々で、その経済的地位は高くなく、中小製造業のブルーカラーとなる者が多かった。その後、母国からの呼び寄せ者がふえていったが、縁故その他で就く職に非正規雇用の率は高いと思われる。その生活保護率も低くないといわれ、おそらく無年金の高齢者がかなりの割合を占めていると思われる。また非正規雇用であるため健康を害して十分に働けなくなると、家族を抱え、ただちに困窮してしまう中年者もいることは知られている。

以上からいえることは、第一の剥奪として、子どもの位置する家庭の経済的な貧しさである。不可欠の出費としての住宅費、食費、被服費、交通費（自家用車をもつ家庭が南米系では多い）、それにながしかの貯金または送金を差し引いて、子どもの教育費をきちんと計上している家庭は少ない。なお、費目配分にみる生活スタイルにはかなり差があり、そこには生活文化の違いもある。車を持ち、携帯電話、有料テレビ受像契約、DVD、ファッションなどに支出し、消費生活をエンジョイしているように見える人々、他方、母国の家族（親）への仕送り、貯蓄、国保保険料、資格をとるための費用などを比較的重視する人々など、その違いは大きい。なお、仕送り、貯蓄は南米系の場合、しない者が4割に達し、する者としらない者に分極化する傾向もうかがわれる⁽¹⁰⁾。2000年の時点で大久保武が長野県上田地区で日系ブラジル人に行った調査では「母国への送金なし」は23%だった（2005：214）から、単純な比較はできないが、定住の心組みがより強まっているのかもしれない。

けれども、いずれの場合も、子どもの教育費の負担は厳しいようである。筆者自身、「日本の義

境遇にある者同士の早婚が多いといわれる。経済的に自立が困難、親の同意が得られないなどの理由で事実婚にとどまるケースが多いとみられる。

(9) 厚生労働省「平成19年度日本における人口動態」（同省HPより）。

(10) 南米系が対象者の多くを占める静岡県外国人調査（2008）では、月に3万円以上貯蓄している者が25.9%、3万円以上仕送りしている者が32.6%であり、この両者には重複があると思われる。また月に10万円以上、貯蓄または仕送りしている者もそれぞれ1割近くいる（ここでも重複があろう）。他方「貯蓄していない」42.5%、「仕送りしていない」41.7%については、重複している者がいれば、経済的困窮者、または定住に移行しつつある者などであろうが、詳細は分からない。山本薫子は、「帰国を先延ばしにする者ほど現在の生活の中で出費する傾向にある」と書く（同、2005：255～56）。事実上の定住を示す指標といえるかもしれない。

義務教育は無償というが、お金がかかる」という嘆きをよく外国人保護者から聞いた。事実、神奈川県M町の学校納付金会計の報告では、小学校6年生で約8万4千円、中学校3年生で約10万円であった。遠足代、修学旅行費は含むが、制服、運動着（柔道着など）、楽器代などは含まない。義務教育は無償と聞いていた外国人保護者にとり、校納金と学習費は予想外の負担であろう。統計は存在しないが、外国人多住自治体での就学援助の申請率は高く、5割は確実に超えているだろうと語った教育関係者もいる。

4 家族生活の危機と関係性の貧困

幼少年期の子どもにとって、そのなかに生きる関係性として、また、さまざまな資源と支援を与えてくれる環境として家族が重要性をもっていることはいうまでもない。この点、親の失業、離婚、別居などが、経済的に、また精神的に子どもの生活にも厳しい影響をおよぼすことは種々指摘されてきた。そして、今日の日本では、外国人家族の呈する危機には、次のようなタイプがあると考えられる。

第一は、南米系の人々に多くみられる出稼ぎ型のライフスタイルに生きる家族の問題である。近年減少がみられるとはいえ、夫婦共に就労し残業をもすすんで引き受け、年間収入そのものは日本人の世帯収入のメディアン程度を維持している人々もいるが、その生活構造には明らかに無理な歪みがある。図5は、東海地方のT市のブラジル人保育所に子どもを預ける家族の生活時間の一例を示すものである（宮島・築樋 2007：33）。

図5 ブラジル人保育所に子どもを預けて働く家庭の生活時間の一例

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
父親	仕事		帰宅 就寝											仕事					
母親	仕事																	帰宅 就寝	
子ども(幼児)	保育所																	帰宅 就寝	
子ども(小学生)	保育所		小学校									保育所		帰宅 就寝					

父親は夜間勤務にたびたび就いており、母親は朝6時台に家を出て、夕方は19時台に帰宅している。子どもは早朝から保育園（無認可が多い）に預けられ、そこで長時間を過ごし、一人はなんと保育園から小学校往復の通学もしている。こうした労働時間の課する長時間保育のニーズに、日本の保育園・学童保育は応えてくれないから、夫婦はブラジル人の経営する保育園に頼ることになる。

上図で明らかのように、親子の接触時間はきわめて少なく、ウィークデーでは1～2時間あるかないかであり、父親にいたっては夜勤が続けば、休日を除きほとんど顔をみることもさえない。これが子どもたちにどんな精神的影響を及ぼすか。時間的貧困、そして関係性の貧困が結果し、親子の精神的つながりが保たれるかどうかという懸念が生まれる。保育所側からも「親になつかない子どもがいる」という指摘がある（同 34）。いま一つ懸念されるのは、この長時間保育の間、ポルト

ガル語でのコミュニケーションがほとんどで、日本語を語り、かつ語られるという環境はほとんどないことである。そのため、近い将来帰国という場合ならいざしらず、小学校入学時に日本の学校に進むのは無理、と親自らが判断してしまうケースが多い。また日本の学校に入学しても、言語レベルその他で適応がきわめてむずかしいことが指摘される(同 34~38)。彼らがなお日本に滞在しつづけるなら、行き場のない子どもたちが生まれる可能性がある。ブラジル人学校に通わせるしかない、という判断が親側からなされることがあるが、それは暫定的な解決にすぎないといえる⁽¹¹⁾。

リーマンショックとその後の不況のなかで、この出稼ぎ型就労は危機に見舞われた。前述のように自動車産業の下請けで失業は高率に上り、帰国しなかった家庭でも、ブラジル人学校に子どもを通わせていたケースでは月3~4万円の授業料が負担できないとして退学させている。その減少分が日本の学校の在籍数の増加として現れているかという点、そうではない。一家帰国か、さもなければ家に留まっている不就学児が増えているにちがいないのである。

第二の剥奪的な家族の形態は、すでに触れたが、日本人男性とアジア人女性の結婚がしばしば結果的に生む家族破綻であり、そこから不安定で生計手段を欠く母子世帯が生まれやすい。元夫の側からは、たいてい子どもの扶養料の責任ある支払いはなされない。結婚生活継続中は妻は専業主婦であって外で働くという経験をもたないから、離婚(離別)すると、ただちに食べるのにも困ってしまう(高谷、稲葉 2011)。知人宅、あるいは救援団体などに援けを求め、とりあえずシェルターに身を寄せ、市町村の福祉事務所に相談をして生活保護の申請をすることが行われる。母は、多くの場合、「上昇婚」の成功を夢見ていたから、母国の家族への送金は欠かせないと考え、帰国という選択はとらない。子どもにとって母が唯一の頼りであるが、生活環境の急変に戸惑い、時にDVのトラウマが尾を引いたりし、学校へ通うという平常な心の状態にならない。とにかく心の平静を取り戻すため、再通学は急がず、レクリエーションなどを通じて普通の生活を経験させることがまず先決であると、神奈川県下の支援団体カラカサンの責任者は語っていた。

こうした世帯では子どもの在留資格や国籍の問題も起こりやすい。わが子を日本で育てる以上、日本国籍にしたいと思ひ、それが母親の在留資格取得のうえでも有利なのであるが⁽¹²⁾、非法律婚に留まり、生まれた子に父の認知がなされない場合、子は母親の国籍となる。さらに、出生届けを出すこと自体がむずかしい場合がある。父親が手続きに非協力的で、日本語力の不十分な母親が届けに不案内で、期限内(14日)に提出できない時、さらに少なくないケースとして母親が超過滞在(オーバーステイ)など不正規な状態にあり、その発覚を恐れ、市・町役所にも、自国の在外公館にも出生届けを提出しない場合がそれである。生まれた子どもは無国籍の状態に置かれる。こうした子どもたちは、母子健診や予防接種の対象にならず、就学案内も送られず、法務省の在留統計に載る「無国籍者」(2011年には1,100人)とは別に、もっと無権利な子どもとして成長する⁽¹³⁾。生

(11) 静岡県や愛知県にある多くのブラジル人学校は、子どもたちの帰国を想定してブラジルの学校のカリキュラムに従い、ポルトガル語で教育をしていて、日本語の授業は一部で取り込まれているにすぎない。それゆえ日本に継続的に滞在する子どもたちには適合した教育機関とは言いがたい。

(12) 離婚により在留資格を喪失した場合、日本国籍の子の親権を行使していれば在留特別許可は得やすい。

(13) 超過滞在女性の多かった1990年代からの時期、1万人から2万人の無国籍児が生まれたのではないかという

地主義の国籍法をもつ国ならば、この危険はかなり減じられるのだが。

以上に対し、第三のタイプは、アジア系の多くのニューカマー、インドシナ系などにも共通するだろうが、家族自身が日本社会と交わりが少なく、学校制度を十分知らず、また、子どもの将来に現実的とはいいがたい期待を寄せるという特徴がある。親が日本の学校制度や受験システムを理解していないため、全部自分一人で調べ、受験先、進学先も決めなければならない、と語る生徒がいる。また、長い日本滞在歴を持ちながら、子どもの通訳なしには外での買い物や手続き書類の記入もむずかしい親たちがいて、子どもは仕方がないとしながらも、「親の通訳に時間をとられ、十分自分の時間がもてないことがある」とこぼしていた。

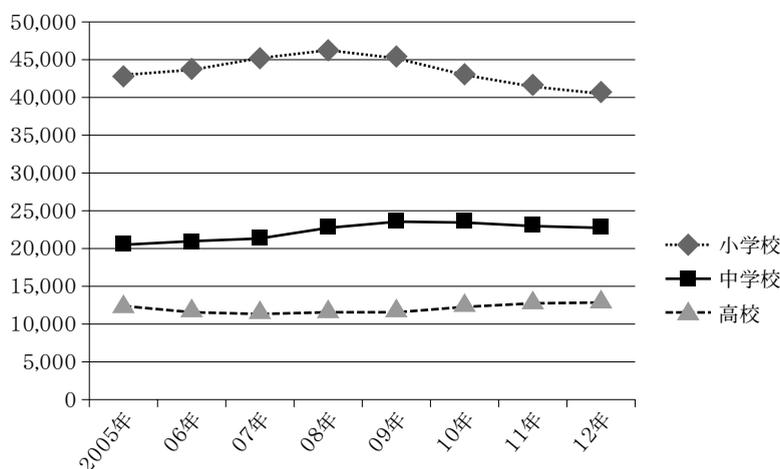
さらに、親の子どもへの期待に、現実からのズレがあったり、子どもの勉学の実際を知らない、非現実な夢を子どもに押し付けることもある。田房由起子は、日本に定住しているインドシナ系の少年たちにインタビューし、高校に進むのに、サッカー選手になるという程度のことを考えているのに、親は医師か弁護士になるように望んでいると語る困惑気なカンボジア系の生徒などの例を紹介している（田房、2005：165）。これらにうかがわれるのは、親が子どもに有利な文化資本（知識、制度理解、適応のノウハウなど）を伝え支援するというよりは、親の子ども依存、ないしは親による不適切な子どもへの期待、要求を示すという、ネガティブな関係も生まれていることである。

外国人・移民の場合、アカルチュレーション格差（A.ポルテスのいう「不協和的アカルチュレーション」）というべきか、家族が第二世代にとって桎梏あるいは負担になることもあるという場合である。

5 学校教育からの排除

図6は、学校基本調査から日本の学校の外国人在籍者の数の変化をたどったものである。韓国・

図6 日本の小、中、高等学校の外国人の在籍数の推移



支援者ボランティアからの指摘がある（陳、2010：68）。

朝鮮人の場合少子化と帰化が数字を押し下げていることを考慮すると、明らかなことは、日本人には準義務化されているといわれる高等学校の在籍数はニューカマーでも右肩上がりになっていること、にも拘わらず中学の水準には遠く及ばないことである。

教育の問題に目を向けたい。

たとえば生活保護受給世帯では世帯主自身が高校中退以下が7割、受給世帯では子どもの高校進学率も5割程度ではないかという推計の試みがある。一般に低所得世帯における低学歴の再生産は欧米でも指摘されてきた現象である。それに加えて、外国人の子どもたちの場合、次の四つの阻害要因が働きやすい。1) 就学義務の不適用ゆえの、就学への働きかけ・配慮の欠如、2) 日本語の習得というカベ、暗黙の諸々の規則を含む学校文化への不慣れ、3) 保護者の教育制度への理解の不足、学習支援のなさ、4) 子どもに精神的サポートを与えてくれる統合的・安定的家族生活がしばしば欠けていること。

不就学者の存在については色々と知られていないことが多いが、それには上の4つの要件のすべてがかかわっていて、かつ、就学義務がないことを理由に、「希望する者のみ」に対応するという教育委員会、学校のスタンスが、その放置を許しているといえよう（宮島、2011）。

小、中学校については、経済的貧しさが独立要因となることは少ないようだが、それでも前述のように「無償のはずなのに、お金がかかる」という根強い意見があり、就学援助に頼る外国人家庭の率は日本人家庭のそれより有意に高い。

就学援助（学校教育法19条）は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」というもので、皆就学を困難にする経済的不平等に修正を加えようとする、教育法のなかでは珍しく社会的な内容をもっている。生存権保障（憲法25条）の考えに立つ制度といえよう。同援助措置の内容をみると、学用品費、給食費、修学旅行費からPTA会費まで10項目があり、全項目について最高額までの援助を受ければ、年間で小学生132,000円、中学生約20万円となる。援助が認められるのは、生活保護における要保護者（生活保護法6条2項による）、および準要保護者（左に準じる程度の者で、市町村教育委員会が認める者）であり、各学校は、申請があれば比較的柔軟に援助の適用を認めているようである。

文字通り教育におけるセーフティネットというべきものだが、制度として曖昧さもある。要保護者への援助は、国庫が補助するが、準要保護者への援助分については、これを税源移譲した上で、国庫補助を廃止している⁽¹⁴⁾。そしてこの制度を周知させる方法はさまざまであり、故意にか否か一般保護者に伝えていない所もある。外国人保護者の場合、校納費の滞納などから心配した教員が援助の申請を奨め、援助を受けるようになり、その情報がすみやかに共有されると、「援助を受けたい」という申し出が広がるようである。この点、日本人保護者は、自分が就学援助を受けていることを秘匿するようである。少し古い数字では、東京都板橋区では06年に同制度を利用した児

(14) その結果として、市町村では独自の基準で援助の金額を決めるところもあり、上乘せる場合もあれば、給食費を半額補助にとどめたり、運動用具費は補助しないという場合もある（神奈川県下公立学校事務職員のシンポジウムでの報告より）。

童・生徒は全体の36%強だった（池谷，2009：240）。神奈川県外国人多住自治体では、外国人および「外国につながる」児童・生徒の5割以上がこれに頼っているのではないかという推定をある教員から聞いた。

しかし中学校までの段階で、実は学校からのドロップアウトを経験する外国人の子どもは少なく、貧困の影がそこに直接、間接に及んでいる例は、筆者の行なってきた聞きとりでも事欠かない。出稼ぎ型で働く両親は、何があっても欠勤できないと考え、幼児が熱を出し保育園に行けない時など中学生の長女に学校を休ませて世話をさせる。そうしたことが何回か重なり、結局彼女は学校が遠くなり、不登校に陥ってしまった。また、周りの日本人の子どもが塾通いを始め、自分も行きたいと思ったが、親からは「とてもそんな余裕はない」と一蹴され、高校進学もうまくいくまいと思い、学校から足が遠のいてしまった、等々。

6 進学にみる選別と自己排除

外国人生徒の高校進学状況について、学校基本調査で12,803人という総在籍者数が与えられている（2011年）。これを同じ年の中学校の外国人総在籍数と突き合わせてみると、前者の后者にたいする割合は、57パーセント強である。中高ともに3学年であるから、仮に学年に均等に外国人生徒が在籍しているとすれば、このパーセンテージは高校進学率をあらわすといえよう。しかし、日本の義務教育学校に在籍する外国人は、該当年齢の外国人の三分の二程度というデータがすでにあり、中学校での中途退学もかなりあるとすれば、同年齢集団に占める高校生の割合は、明らかに5割を切ると思われる。

そして高校に進学しても、国際教室のような支援の体制がなくなり、くわえて先述した就学援助はなくなるから、授業についていけない、学資が続かないという理由での中途退学者は日本人生徒よりも高い割合で生じる。奨学金を一生懸命探して、給費を受けることのできた生徒は幸運である。民主党政権の下で高校無償化の政策が進められた時、早くから「私たちにも適用されるのか？」という問い合わせが相次いだのは外国人保護者からだった、とある市の外国人相談担当者は語っていた。

ニューカマー外国人の高校進学率をつかむのは困難だが、樋口直人は、公表されている国勢調査データとは別に、特注によって得たデータ⁽¹⁵⁾で、2000年国調における16歳、17歳の外国人の国籍別の通学率を紹介している（樋口，2011b）。それを借用させると、卒業時点に近い17歳で高校に在籍している外国人は、中国人で7割を超えるが、フィリピン人で約4割、ブラジル人では約3割にとどまっている。

しかしデータは2000年国調と、やや時期的に古いので、より最近の数字を探してみた。国籍別は分からないが、神奈川県における高校在籍者数と、15-17歳の外国人登録者の推定数⁽¹⁶⁾を対

(15) 09年の統計法改正により、国勢調査データについて利用者の個別の依頼により、希望するクロス集計ファイルをCSVファイルで取り寄せることができるようになった。ただし手数料で、扱いは統計センターとなる（樋口，2011b：15-16）。

(16) 在留外国人統計では、外国人登録者の年齢別構成は5歳刻みでしか公表されないため、各年の15-19歳の登

比的に示したのが表2である。その在籍率は25～27%の間で推移し、最近数年で30%台に乗るようになってきている。韓国・朝鮮籍の高校在籍者数が減っているであろうことを考慮すると、ニューカマーの在籍者数の増加はかなりの割合なのかもしれない。同年齢者に占める割合（表中のA/B）であるが、外国人登録の数が実際に当該の住所にもはや住んでいない者を含んでいるというかねての指摘を考慮すると、パーセンテージの誤差は見込まなければならない。

表2 神奈川県における日本の高校の外国人在籍者と16-18歳の外国人登録者数

	高校在籍者(A)	16-18歳登録者(B)	A/B
2006年	944	3,470	27.2%
2007	908	3,581	25.4
2008	956	3,758	25.4
2009	948	3,844	24.7
2010	1,122	3,715	30.2
2011	1,201	3,664	32.8

神奈川県教育局資料と在留外国人統計をもとに算出。

世帯の経済的な苦しさや高校進学との関係は、いくつかの筆者の聞き取りでも語られた。

ブラジル人女子生徒のPは、休まず授業に出席し、成績は中位、高校進学を希望して保育士などの将来を夢見ていたが、中2の終わりに親から「日本の高校は学費が高く、私ら労働者には無理。これ以上勉強を続けたければブラジルに帰りなさい」と言われてショックを受ける。抵抗のすべもなく、Pは一挙に目標を失い、学習意欲をしぼませ、失意のうちに帰国していった（愛知県T市）。今一つの例は、インドシナ系の中2の男子Tの例である。父は50歳過ぎであまり残業ができず、母は病気がちで医療費もかかり、生活が苦しいため、中卒後は働いてほしいというのが親のかねての願いだった。だが、Tは進学をしようと心に決めていて、働きながらで夜間高校でもやむをえないと思っている。地域学習室の指導ボランティアから「高卒にだけはなっておきなさい」と言われたからだ、と筆者に話っていた（神奈川県H市）。

高校への進学、その修了のいかんは貧困か否かの分かれ道の一つといわれる。これは修了率が9割を越える日本人では明瞭だが、外国人についても同様で、もし高校に行かない、または進学後に中退ということになれば、父親と同じ派遣会社に頼みこみ、うまくいけば部品の組立工場などに送られるかもしれないが、確かではない。いずれにせよ、時給の、不安定なきつい労働の世界である。

次に、高校をなんとか修了するところまで頑張った生徒にも、そこから先の人生を切り開いていく上では、日本人生徒にはない戸惑い、躊躇がある。社会関係資本⁽¹⁷⁾が貧しいために身近にモデルとなる将来進路が浮かばないだけでなく、外国人ゆえに差別されるのではないかという恐れ、憂うつが先に立ち、積極的に行動できないようである。多くの生徒は在学中に、アルバイト募集に応

録者数の五分之三をもって高校在学年齢に対応する推定登録者数とした。

(17) ここでは、①自分にとって身近な、社会的広がりのある人間関係、②成長過程を通じて体得してきた社会的適応のノウハウ（言語能力など）、③利用可能な制度についての知識、などから成るものとしてこのタームを使う。

じるべく電話をし、「うちはガイジンは雇いません」という冷たい門前払いを経験しているからである。機会の貧困というべきか、機会利用の条件の剥奪というべきか。神奈川県下で外国人生徒の在籍数が多いある県立高校の教員は、外国人または外国につながる生徒は、多くが就職する以外に選択肢がないようであるにも拘わらず、「学校の就職指導に乗ってこない」と書いている。学校を通した一般の求人には応じようとせず、応募を奨めても、「いいです、縁故で就職しますから」と語るという（笹生、2011：61）。応募して試験を受け、企業の担当者の面接を受け、それをパスしていくには、自信がないという気持ちもあろうが、根底には繰り返し経験してきた差別にまた出遭うのではないか、という恐れないし嫌気が働いていると思われる。

こうして、卒業しても、どこに勤め、どこで働いているのか本人から報告がなく、学校側も把握できないような生徒が少なくない、と同県の別の県立高校教員も語っていた。

結びに代えて——貧困の再生産へ

親の経済的な豊かさ・貧しさ、子どもを保護し支援する家族の統合性のいかん、学校教育への参入と成功の難易という、およそ三つの次元からみて、外国人または外国につながる子どもの剥奪状況は、重層化しており、かつ、いわば悪循環のループで結ばれている。比較はむずかしいが、欧米移民社会と比べて、下降移動を予想させるような動きがより強うかがわれる。形式的な理由の一つに、一般に日本のニューカマー外国人一世の就労者は学歴が高く、後期中等教育修了以上の者が多数を占めていて、欧米におけるメキシコ、プエルトリコ、マグレブ、パキスタン、トルコなどの出身の第一世代移民よりは高いと判断されるからである。けれども、親の学歴が高いからといって下降移動は問題が少ないというわけでは決してない。

種々の推定がいうように、ニューカマー外国人の高校卒業率が5割に達しないならば、半分の子どもは学校求人などと無縁で、親以上に不安定な就労の道にしか進めないだろう。正規雇用はまず望めず、限られた臨時労働（アルバイト）、職場が一定しない派遣労働、女子であれば下級サービス労働か水商売といったことになるのではないか。なお、臨時労働（アルバイト）であっても、外国人雇用届出制度などとの関連で手間、煩わしさを恐れて、一律に「外国人お断り」の対応に出る事業所はある。これは国籍差別というレイシズムの一形態であって、イギリスの人種関係法、フランスの反人種民族差別法などでは処罰の対象となるが、日本ではそうした法の整備が行われていない。

貧困の再生産は、日本における世代間（親子間）移動でも、大きくみると低収入層から低収入層へというかたちで示され、子どもの貧困を生む基本メカニズムとされている（阿部、2008：18以下）。それでも、9割の子どもは高校修了までは漕ぎつけ、その上で就職競争の、または大学進学競争のアリーナに入ることになる。ところが、外国人または外国につながる子どもたちは、この前提を容易にクリアできない上に、上に見たように労働市場には外国人差別というバリアーがある。かれらに予想される貧困の再生産連鎖をどのように断っていくか。多面的な要因追究と、対応の企てがなければならぬ。

（みやじま・たかし お茶の水女子大学名誉教授）

参考・引用文献

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波新書
- 池谷秀登, 2009, 「不登校児童・生徒の貧困」, 子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店
- 岩川直樹, 2009, 「子どもの貧困を軸とした社会の編み直し」子どもの貧困白書編集委員会編, 上掲書
- 大久保武, 2005, 『日本の労働市場とエスニシティ——地方工業都市に就労する日系ブラジル人』御茶の水書房
- 笹尾裕一, 2011, 「教育現場の最前線では今——神奈川県の高校からの報告」アジア太平洋人権情報センター編『外国にルーツをもつ子どもたち——思い・制度・展望』現代人文社
- 静岡県県民部多文化共生室, 2008, 『静岡県外国人労働実態調査（外国人調査）報告書』
- 静岡県県民部多文化共生室, 2010, 『静岡県多文化共生アンケート調査（日本人調査・外国人調査）報告書』
- 出入国管理法研究会（編）, 2010, 『入管法Q&A・改訂4版』三協法規出版
- 高谷幸・稲葉奈々子, 2011, 「在日フィリピン人女性にとっての貧困——国際結婚女性とシングルマザー」移住連貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社
- 田房由起子, 2005, 「子どもたちの教育におけるモデルの不在——ベトナム出身者を中心に」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育——不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会
- 陳天璽編, 2010, 『忘れられた人々 日本の無国籍者』明石書店
- 都留民子, 2000, 『フランスの貧困と社会保障——参入最低限所得（RMI）への途とその経験』法律文化社
- 入管協会, 2012, 『平成24年版・在留外国人統計』
- 樋口直人, 2011a, 「『移住者と貧困』をめぐる日本的構図」移住連貧困プロジェクト編, 上掲書
- 樋口直人, 2011b, 「高校進学をめぐる国籍間格差——2000年国勢調査にみる実態」『解放教育』527号
- 宮島喬, 2009, 「雇用と失業にみる社会的統合の現状」宮島喬編『移民の社会的統合と排除—フランス的平等を問う』東京大学出版会
- 宮島喬, 2011, 「『希望する者のみ』でよいのか——外国人の子どもと教育を受ける権利」『解放教育』527号
- 宮島喬・築樋博子, 2007, 「親の就業形態とライフスタイルが子どもの就学におよぼす影響—ブラジル人保育所／学校と家族・子ども」『外国人児童・生徒の就学問題の家族的背景と就学支援ネットワークの研究』（平成16～18年度, 科学研究費補助金基盤研究B（1）研究成果報告書・代表者・宮島喬）
- 山野良一, 2008, 『子どもの最貧国日本——学力, 心身, 社会におよぶ諸影響』光文社新書
- 山本薫子, 2005, 「外国人労働者をめぐる貧困と排除——就労・居住・消費の局面で」岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房

〔謝辞〕特別オーダーの2000年国勢調査のデータを引用させていただいたことにつき、樋口直人氏および移住労働者と連帯する全国ネットワークに謝意を表します。